

平成29年度 河津町教育委員会点検評価報告書

(平成27年度・平成28年度前期事務事業分)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、教育行政事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが規定されました。

河津町教育委員会は、効果的な教育行政の推進に資するとともに町民への説明責任を果たしていくため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、平成27年度及び28年度前期の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、教育に関する学識経験者からの意見を付して報告するものです。

平成30年1月

河津町教育委員会

関係法令

《地方教育行政の組織及び運営に関する法律》

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

点検評価について

平成 29 年度は3回にわたり河津町教育委員会評価委員会を開催し、4名の委員から、別添のように熱心かつ建設的なご意見を頂戴することができた。それらをふまえながら、今後の教育委員会の活動について以下の点などを中心により良いものにするよう努力していきたい。

◇教育委員会について

1. 教育委員会の活動内容については、町民に周知が十分に行き届いていない。平成 26 年度から引き続き文化の家の掲示板や平成 27 年度から町の記者会見を通じ情報提供について周知を図ったところではあるが、今後も町の広報紙、ホームページや学校だよりなどを活用し、町民・保護者に幅広く関心を持ってもらえるよう努めていきたい。
2. 今後も事務局との連携を深め、幅広い教育関係者等との情報交換の場を持つとともに、教育行政に対する町民のニーズの把握に努めたい。

◇教育委員会事務局について

1. 社会教育活動においては多岐に渡る事業に取り組んでいるが、職員が直接実施している事業が多く、町民の要望に十分に対応できていない事業もある。
 今後は、より多くの町民が意欲的に参加できるよう、ニーズの把握に努めるとともに、事業の見直しや内容の精査を進めていきたい。
2. 町民が生涯にわたり学習できる機会の拡充と環境整備を進めるため、必要な指導者の育成や講師の確保に努めていきたい。また社会教育関係団体との連携をより緊密にし、相互に協力しながら生涯学習の推進を図っていきたい。
3. 文化の家を生涯学習の拠点とし、図書館利用者の増加を推進するとともに、生涯学習室や展示スペースを積極的に活用し、社会教育施設としての機能を生かした有効活用を図ってきたい。また、町民の生涯学習活動をより活発にしていけるため、他施設との相互利活用について調整を図ってきたい。